

福岡入国管理局からのお知らせ

佐賀出張所における在留資格認定証明書 交付申請受理業務の開始について

福岡入国管理局佐賀出張所では、これまで在留資格認定証明書交付申請を受理しておりませんでした。本年4月1日（月）から同申請を受理することとなりました。詳細については、下記のとおりです。また、開庁時間は従前どおりです。なお、その他ご不明な点等がある場合は、下記問合せ先へお問い合わせください。

記

- 1 申請受理開始日
平成25年4月1日（月）
- 2 管轄区域
佐賀県，福岡県，長崎県
- 3 申請できる在留資格認定証明書交付申請の在留資格（注1）
「教授」，「芸術」，「宗教」，「報道」，「投資・経営」，「法律・会計業務」
「医療」，「研究」，「教育」，「技術」，「人文知識・国際業務」，「企業内
転勤」，「技能」，「文化活動」，「留学」（注2），「家族滞在」，「特定活動」
「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」

（注1）「興行」，「技能実習」及び「研修」に係る在留資格認定証明書交付申請については、これまでどおり福岡入国管理局（所在地：福岡市博多区下臼井778-1・☎092-626-5151）のみでの申請となります。

（注2）申請人の通学先が高等学校，大学の日本語別科及び日本語教育施設の場合は、これまでどおり福岡入国管理局（所在地：福岡市博多区下臼井778-1・☎092-626-5151）のみでの申請となります。

【問合せ先】

福岡入国管理局	総務課	☎092-623-2400
	入国・在留審査部門	☎092-626-5151
		☎092-626-5200
	佐賀出張所	☎0952-36-6262